

遠隔臨場の実施要領（建築版）

（目的）

第1条 本要領は、受発注者間の業務効率化を図ることを目的とし、遠隔臨場の実施に伴い必要となる事項を定めたものである。

（対象）

第2条 原則として、静岡県が発注する全ての建築工事（設備工事を含む。）及び建築関係業務委託を対象とする。

対象となる工事及び業務は、特記仕様書を添付して発注手続きを行うこととし、受発注者間の調整により遠隔臨場を実施することができるものとする。

（適用）

第3条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等により映像及び音声を監督員又は検査員にリアルタイムで配信し、双方向通信で相互に確認を行うことをいう。

（実施方法）

第4条 受注者は、遠隔臨場を実施する場合、以下の作業を行うものとする。

（1）事前調整

受注者は、実施に先立ち、監督員と遠隔臨場の適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーション又はサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

（2）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた証拠を除く内容の記録は、監督員又は検査員の現場に出向くことに代えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）

第5条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

（1）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

（2）立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、週間工程表又は月間工程表（業務委託であれば業務実施工程表等）及び検査申請書の検査内容欄（業務委託であれば委託業務検査依頼書の備考欄等）に遠隔臨場による臨場・立会であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場での申請が行われた場合でも、通常の臨場により実施するものとする。

(3) 立会・段階確認、検査の実施

受注者は、所定の日時に監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要な情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場で確認を行うものとする。

(4) 立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による段階確認・立会を実施した場合、実施記録を監督員に提出するものとする。遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

(機器等の手配・仕様)

第6条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

- (1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
- (2) 発注者は、発注者が保有するモバイル端末及び通信回線等を利用する。
- (3) 利用するアプリケーション又はサービスは、発注者が保有するモバイル端末で利用可能であり、かつ発注者に新たな費用負担が発生しないものを受注者が選定するものとする。

(費用)

第7条 費用は以下のとおりとする。

(1) 建築工事

受注者が行う機材等の手配に要する費用は、当初の共通費に含まず、受発注者の協議により、設計変更を行う。

(2) 建築関係業務委託

受注者が行う機材等の手配に要する経費は、諸経費に含まれるものとし、別途計上しない。

附 則

この「遠隔臨場の実施要領（建築版）」は、令和7年10月1日から施行する。